

# 多摩市産農産物利用飲食店等支援事業

## Q&A 集

令和4年8月22日現在

多摩市 市民経済部 経済観光課 農政担当

## 【1 事業の趣旨について】

Q.1 多摩市産農産物利用飲食店等支援事業はどのような目的で実施しているのですか？

A.1 新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛や営業時間短縮などの影響で売り上げが減少している市内の飲食店等を支援するとともに、多摩市産農産物の魅力発信及び消費拡大のため、市内飲食店等で使用する食料材料費のうち、多摩市産の農産物を購入した費用の一部を支援します。

また、すでにつながりのある飲食店等だけでなく、多摩市産の農産物を新たに料理や商品に加えた飲食店等を登録し、市の HP 等で公表することにより、多摩市産農産物を使用したい飲食店等と使ってもらいたい農家をマッチングし、事業実施後も販売ルートの継続的な確保を図ることを目的としています。

## 【2 事業対象者について】

Q.2 多摩市産農産物利用飲食店等支援事業はどういった事業者を対象としているのですか？

A.2 市内に事業所がある飲食店等を対象としています。

Q.3 全国にチェーン展開しているレストランでの食材購入費についても補助対象となりますか？

A.3 多摩市産の農産物を使用していれば、補助の対象となります。市内にチェーン店舗が複数店ある場合、店舗毎に申請が可能です。

Q.4 現在、多摩市産農産物を使用していない場合でもプロジェクトへの登録は可能ですか？

A.4 今後、使用希望の農産物の品目、数量、納品時期、販売(提供)可能となる時期、現在の提供状況を確認することで登録は可能です。

## 【3 補助対象となる農産物について】

Q.5 農家が設置している無人の直売所で購入した農産物は対象になりますか？

A.5 農業者名の領収書が発行されるようであれば対象となります。

Q.6 スーパーでの地場産農産物の購入は対象となりますか？

A.6 多摩市産の標記のないもの、「地場産」の表記のみの領収書は対象外となります。「多摩市産」もしくは市内農業者の名前入りの領収書等が必要となります。

Q.7 卸売り業者からの農産物の購入は対象になりますか？

A.7 多摩市産の農産物だと分かる領収書等の書類があれば、補助の対象となります。

Q.8 花、植木は対象となりますか？

A.8 食用花や花を食器に盛り付けて料理として提供する場合には対象となります。植木は補助の対象外となります。

Q.9 原峰のいずみのように多摩市産農産物を使用して生産された商品を食材等として購入して販売した場合は補助の対象となりますか？

A.9 多摩市産の米を購入、加工して販売する場合には補助対象となりますが、多摩市産農産物を使用した原峰のいずみ等、すでに加工されたものを購入し食材として使用した(販売した)場合の費用は補助対象とはなりません。

Q.10 小売店で多摩市産農産物を利用した商品を販売する場合の食材購入費用は対象になりますか？

A.10 補助の対象となります。

Q.11 プロジェクト登録前に多摩市産の農産物を購入した費用は補助対象になりますか？

A.11 補助対象にはなりません。あくまでプロジェクトへ申請し、登録が完了した後に多摩市産農産物を購入した費用が対象となります。

#### 【4 申請手続きについて】

Q.12 補助の申請は複数回できますか？

A.12 申請は原則として各事業者1回のみとなっております。補助上限額 10 万円(消費税を除いた購入費用の総額 125,000 円)に達した場合、もしくは食材の最終購入日以降にまとめての申請をお願いします。

Q.13 購入した食材等の消費税は補助対象経費に含まれますか？

A.13 消費税は補助対象経費外となるため、消費税を除いた金額のご記入をお願いいたします。

Q.14 申請後、入金までの期間はどのくらいですか？

A.14 申請状況にもよりますが、概ね4週間を予定しております。申請に問題がなかった場合は事前に登録いただいている銀行口座に入金されますので、記帳により入金のご確認をお願いいたします。

Q.15 食品関係営業許可書の写しとはどのようなものですか？

A.15 管轄の保健所に申請された、菓子製造業等の営業や飲食店営業の許可を受けたことが分かる「食品関係営業許可書」の写しをいただいております。

## 【5 その他】

Q.16 農産物を納品している生産者を知らないのですが紹介はしてもらえますか？

A.16 JA 東京みなみと連携して農業者の紹介が出来る場合がございますので、経済観光課へご相談ください。

Q.17 期間限定で多摩市産農産物を使用している料理の提供もしくは商品の提供を行っている場合は補助の対象となりますか？

A.17 補助対象となります。料理や商品の提供が可能な期間については、本事業登録後に市のホームページで事業の紹介や多摩市産農産物を利用予定のメニュー等を掲載いたします。旬の時期のみの提供など、継続的に商品の提供ができなくなった場合には市役所の経済観光課農政担当までご連絡ください。

Q.18 市内農業者自らが経営する飲食店等で、自ら耕作した農産物を使った料理や加工した食品を提供・販売した場合、補助の対象となりますか。

A.18 補助対象となりません。当事業は市内農産物の PR と市内飲食店等の応援のため、市内農業者と飲食店を繋ぐことを目的として、農産物の「購入」にかかる費用の一部を補助するものです。

Q.19 補助金請求時に添付する書類のうち多摩市産農産物の購入に係る費用を支出したことが確認できる書類(領収書 等)とはどのようなものか、レシートでは多摩市産の農産物か確認できない場合はどうすれば良いか。

A.19 レシートに生産者の名前のみが入っているが商品名が入っていない場合(いきいき市、アンテナショップ「Ponte」など)は生産者名と金額の間の余白などに、申請者ご自身で商品名を手書きで補記していただいで結構です。また、商品名のみが表示や「地場産野菜」などの表示のレシートの場合、対象商品のついているバーコードシールなどで生産者や商品名が確認できる場合は、その写真をレシートと対にして申請してください。

Q.20 市内産農産物を使用したことを明示する必要がありますか

A.20 メニューや店内ポップなどで多摩市産農産物を使用していることを明示してください。補助金請求時にはメニュー表の写しや写真を添付していただく必要があります。